

別表第 1（第 2 条関係）

判定区分		判定項目	判定内容	配点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	ア 構造体力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10	45
			イ 構造体力上主要な部分である基礎が ないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	③基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は 破損しているもの、土台又は柱の数ヶ 所に腐朽又は破損があるもの等大修理 を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のある もの	100	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破 損により、著しく下地の露出している もの又は壁体を貫通する穴を生じてい るもの	25	
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ があり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽したも の又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		⑥外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3 以上あるもの	20	
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	30
		⑧雨水	雨樋がないもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

別表第 2（第 8 条関係）

区分	補助金の額等
除却事業	補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額とする。ただし、50 万円を限度とする。
改修事業	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。ただし、100 万円を限度とする。なお、補助金の交付は、同一の補助対象空家に対して 1 回限りとする。

別表第 3（第 11 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	住田町空家等対策促進事業補助金交付申請書 1 申請者及び関係権利者全員の印鑑登録証明書 2 除却工事費が記載されている見積書の写し（除却工事費以外の工事費が含まれる場合には、除却工事費が分かるものに限る。） 3 危険空き家を所有又は相続する権利を有することを証明する書類及び関係権利者全員の同意書 4 危険空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利者の同意書 5 その他町長が必要と認めるもの	第 3 号	1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 号から第 3 号の規定による承認を受ける場合の書類	住田町空家等対策促進事業補助金事業変更（中止）承認申請書 1 変更（中止）の内容が確認できる書類 2 その他町長が必要と認めるもの	第 5 号	1 部	変更（中止）の理由の生じた日から 15 日以内

規則第 13 条第 1 項 の規定による書類	住田町空家等対策促進事業補助金完了実績報告書 1 除却工事に係る請負契約書の写し 2 除却工事費が記載された請求書（除却工事費以外の工事費が含まれる場合には、除却工事費が分かるものに限る。）の写し及び領収書の写し 3 除却工事の内容が確認できる工事写真及び除却工事後の現況写真 4 廃棄物処理に関する処分証明書 5 その他町長が必要と認めるもの	第 7 号	1 部	除却工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は完了した日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで
	住田町空家等対策促進事業補助金交付請求書	第 8 号	1 部	

別表第 4（第 11 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定 による書類	住田町空家等対策促進事業補助金交付申請書 1 申請者概要書 2 事業計画書 3 事業収支予算書 4 事業対象空家等の登記記録の全部事項証明書 5 補助対象改修等事業で賃貸借契約の場合は、所有者からの工事を行うことについての同意書 6 現況の写真 7 工事等見積書	第 3 号 第 10 号 第 11 号 第 12 号	1 部	別に定める。

	8 位置図及び平面図(改修前及び改修後) 9 誓約書 10 その他町長が必要と認めるもの	第 13 号		
規則第 6 条第 1 号から第 3 号の規定による承認を受ける場合の書類	住田町空家等対策促進事業補助金事業変更(中止)承認申請書 1 変更(中止)の内容が確認できる書類 2 変更後の事業計画書 3 変更後の収支予算書 4 その他町長が必要と認めるもの	第 5 号	1 部	変更(中止)の理由の生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	住田町空家等対策促進事業補助金完了実績報告書 1 事業収支決算書 2 補助対象経費に係る工事請負契約書及び工事費領収書の写し 3 補助事業の実施の記録写真 4 その他町長が必要と認めるもの	第 7 号 第 12 号	1 部	改修等工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は完了した日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで
	住田町空家等対策促進事業補助金交付請求書	第 8 号	1 部	